

○南陽市指定通所型サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱

平成28年9月28日

告示第140号

改正 平成30年3月26日告示第29号

平成30年8月1日告示第157号

令和元年10月1日告示第40号

令和3年4月1日告示第129号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号イの規定に基づき、通所型サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「通所型サービス」とは、法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。

(費用の算定)

第3条 通所型サービスに要する費用の額は、別表「指定通所型サービス第1号事業支給費単位数表」により算定するものとする。

2 指定通所型サービスに要する費用の額は、1単位の単価10円に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。

(単位数の端数の取扱い)

第4条 前条の規定により指定通所型サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(算定額)

第5条 指定通所型サービス費の額は、法第53条第2項の規定に準じ、指定通所型サービスに要した費用の額（その額が当該指定通所型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該指定通所型サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に該当する額とする。

2 第1号被保険者であって介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第29条の2第1項の規定により算定した所得の額が同条第2項に規定する額以上である事業対象者（同条第3項各号のいずれかに該当する場合を除く。）が

受ける指定通所型サービスについては、前項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

- 3 第1号被保険者であって施行令第29条の2第4項の規定により算定した所得の額が同条第5項に規定する額以上である事業対象者（同条第6項各号のいずれかに該当する場合を除く。）が受ける指定通所型サービスについては、第1項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。
- 4 前3項の規定は、送迎加算については適用しない。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日告示第29号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月1日告示第157号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年10月1日告示第40号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第129号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

指定通所型サービス第1号事業支給費単位数表

1 指定通所型サービス費（1月につき）

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 時間短縮型（要支援1） | 1, 338単位 |
| (2) 時間短縮型（要支援2） | 2, 742単位 |
| (3) 入浴不要型（要支援1） | 1, 338単位 |
| (4) 入浴不要型（要支援2） | 2, 742単位 |

注1 別に市長が定める施設基準に適合しているものとして市に届け出た指定通所型サービス事業所（南陽市指定通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年告示第141号。以下「市指定通所型サービス基準」という。）第4条第1項に規定する通所型サービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定通所型サービスを行った場合に、利用者の要支援状態区分及び類型区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に市長が定める基準に該当する場合は、別に市長が定めるところにより算

定する。

注2 指定通所型サービス事業所の指定通所型サービス従業者（市指定通所型サービス基準第4条第1項に規定する指定通所型サービス従業者をいう。）が、別に市長が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（市指定通所型サービス基準第23条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注3 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、指定通所型サービス費は、算定しない。

注4 利用者が一の指定通所型サービス事業所において指定通所型サービスを受けている間は、当該指定通所型サービス事業所以外の指定通所型サービス事業所が指定通所型サービスを行った場合に、指定通所型サービス費は、算定しない。

注5 指定通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定通所型サービス事業所と同一建物から当該指定通所型サービス事業所に通う者に対し、指定通所型サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア (1)又は(3)を算定している場合 376単位

イ (2)又は(4)を算定している場合 752単位

注6 令和3年9月30日までの間は、(1)から(4)までについて、それぞれの所定単位数の1000分の1に相当する単位数を加算する。

2 生活機能向上グループ活動加算 100単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言

語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。)その他指定通所型サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画(市指定通所型サービス基準第38条第2号に規定する通所型サービス計画をいう。以下同じ。)を作成していること。

イ 通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

3 運動器機能向上加算 225単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下この項において「理学療法士等」という。)を1人以上配置していること。

イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っていると同時に、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 別に市長が定める基準のいずれにも該当しない指定通所型サービス事業所であること。

4 若年性認知症利用者受入加算 240単位

受け入れた若年性認知症利用者(施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。)ごとに個別の担当者を定めてい

るものとして市長に届け出た指定通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数に加算する。

5 栄養アセスメント加算 50単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。

以下この項において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1人以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（次項において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を市に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に市長が定める基準のいずれにも該当しない指定通所型サービス事業所であること。

6 栄養改善加算 200単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）

を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1人以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に市長が定める基準のいずれにも該当しない指定通所型サービス事業所であること。

7 口腔機能向上加算

別に市長が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下次項において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

8 選択的サービス複数実施加算

別に市長が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定通所型サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480単位

(2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700単位

9 事業所評価加算 120単位

別に市長が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所型サービス事業所において、評価対象期間（別に市長が定める期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

10 サービス提供体制強化加算

別に市長が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所型サービス事業所が利用者に対し指定通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に

掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

ア 要支援1 88単位

イ 要支援2 176単位

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

ア 要支援1 72単位

イ 要支援2 144単位

(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

ア 要支援1 24単位

イ 要支援2 48単位

1.1 生活機能向上連携加算

別に市長が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、アについては、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、イについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動機能向上加算を算定している場合、アは算定せず、イは1月につき100単位を所定単位数に加算する。

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

1.2 口腔・栄養スクリーニング加算

別に市長が定める基準に適合する指定通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中に6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位

1.3 科学的介護推進体制加算 40単位

次に掲げるいずれかの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定通所型サービス事業所が、利用者に対し指定通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数に加算する。

ア 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、市に提出していること。

イ 必要に応じて指定通所型サービス計画を見直すなど、指定通所型サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他指定通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

1.4 介護職員処遇改善加算

別に市長が定める指定通所型サービス費における介護職員処遇改善加算の基準に定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1から13までにより算定した単位数の100分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1から13までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1から13までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

注 通所型サービス費における介護職員処遇改善加算の基準

- 1 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。

- 2 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件の全てを満たすこと。
- 3 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たすこと。
- 4 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ又は職場環境等要件のいずれかの要件を満たすこと。
- 5 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれの要件も満たさないこと。

（キャリアパス要件Ⅰ）

次のア、イ及びウを満たすこと。

- ア 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。
- ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

（キャリアパス要件Ⅱ）

次のア及びイを満たすこと。

- ア 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び（ア）又は（イ）に掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - （ア） 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF—JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。
 - （イ） 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。
- イ アについて、全ての介護職員に周知していること。

（キャリアパス要件Ⅲ）

次のア及びイを満たすこと。

- ア 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する仕組みであること。

(ア) 経験に応じて昇給する仕組み

「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。

(イ) 資格等に応じて昇給する仕組み

「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

(ウ) 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み

「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

イ アの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

(職場環境等要件)

届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。

1.5 介護職員等特定処遇改善加算

別に市長が定める通所型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1から13までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 1から13までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

注 通所型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

1 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 介護福祉士の配置等要件、処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。

2 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。

(職場環境等要件)

届出の計画に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全

での職員に周知していること。この処遇改善については、複数の取組を行うこととし、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日付け老発0316第4号厚生労働省老健局長通知）別紙1表4の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を行うこと。ただし、令和3年度においては、6の区分から3の区分を選択し、それぞれで1以上の取組を行うこと。介護職員処遇改善加算と介護職員特定処遇改善加算において、異なる取組を行うことまでを求めるものではないこと。

（介護福祉士の配置等要件）

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していること。

（処遇改善加算要件）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。

（見える化要件）

介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、介護職員等特定処遇改善加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。なお、当該要件については、令和3年度は算定要件としないものとする。

1.6 送迎加算

利用者の送迎距離が片道10キロメートルを超える場合は、指定通所型サービス費の100分の10に相当する単位数を加算する。